

公益社団法人全国解体工事業団体連合会給与規程

平成5年10月1日制定

平成9年4月1日改正

平成26年3月18日改正

(総則)

第1条 公益社団法人全国解体工事業団体連合会の就業規則第17条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 給与は、基本給及び諸手当とする。

2 基本給は、本俸とする。

3 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当、講習事務手当、講習講師手当及び特別手当とする。

(本俸)

第3条 本俸は、別表に基づき、年齢、学歴、業務経歴、技能、勤務成績等を勘案して会長が定める。

(昇給)

第4条 現に受けている基本給を受けるに至ったときから12か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のために有料の交通機関を利用する場合に、月額により支給する。ただし、利用最短距離が1km以上の場合に限る。

2 月の途中で採用となった職員の通勤手当は、採用の日から日割計算によって支給する。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等により通勤手当の額に変更が生じた場合は、その事実の届出のあった月の翌月から支給額を改定する。

(時間外手当)

第6条 時間外手当は、就業規則第9条の規定により勤務することを命じられた職員に対し、その時間外勤務をした時間に勤務時間1時間当たりの基本給額の100分の125(その時間外勤務が、午後10時から翌日午前5時までの間である場合においては、100分の150)を乗じた額を支給する。

2 前項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、基本給の月額を勤務日数(22)で除し、その額をさらに8で除して得た額とする。

(講習事務手当・講習講師手当)

第7条 全解工連が主催する講習会の会場において、事務を担当する場合は講習事務手当、講義を担当する場合は講習講師手当を支給する。

2 講習事務手当及び講習講師手当の額等については、別に規程を定める。

(特別手当)

第8条 特別手当は、毎年7月及び12月に支給する。

2 特別手当の額は、予算の範囲内でその都度会長が決定する。

(給与の減額)

第9条 職員が、欠勤、遅刻、早退等により勤務しないときは、その勤務しなかった時間に、第6条第2項に規定する1時間当たりの給与額を乗じて得た額を給与から減額して支給することができる。

(休職者の給与)

第10条 職員の欠勤期間及び休職期間については、給与を支給しない。ただし、欠勤及び休職の理由が業務上の傷病による場合は、最長6か月の範囲において本俸の一部を支給することができる。

(給与の支給方法・支給日)

第11条 給与の支給日は、毎月10日(10日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる)とする。

2 特別手当の支給日は会長が定める。

3 第1項の支給日には、前月分の本俸、通勤手当及び時間外手当を支給する。

4 月の途中における新規採用者又は復職者の給与は、出勤日から日割計算して支給する。

5 職員が退職した場合は、その日までの分を日割計算して支給する。ただし、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

6 給与は、法令に基づいて給与から控除すべき金額を控除して、その残額を当該職員の指定した金融機関に振り込んで支給する。

(細則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規程は平成5年10月1日から施行する。

2 この規程は平成9年4月1日から施行する。

3 この規程は平成26年4月1日から施行する。